

入札監理小委員会
第461回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第461回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年6月14日(水)16:30～18:45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○要介護認定適正化事業（厚生労働省）

○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務（文化庁）

○労働保険加入促進業務（厚生労働省）

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員、川澤専門委員

（厚生労働省）

老健局 老人保健課 有川介護認定係長

（文化庁）

文化部 芸術文化課 支援推進室 柏田室長、三浦室長補佐、森育成係長

（厚生労働省）

労働基準局 労働保険徴収課 三浦課長、田中課長補佐、宮口課長補佐、丸山指導官、堀内指導官

（事務局）

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○浅羽副主査 それでは、ただいまから第461回入札監理小委員会を開催します。

本日は、要介護認定適正化事業、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務、労働保険加入促進業務の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

最初に、要介護認定適正化事業の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、厚生労働省老健局老人保健課有川介護認定係長様よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○有川介護認定係長 ご紹介にあずかりました厚生労働省老健局老人保健課介護認定係長の有川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、要介護認定適正化事業の実施状況について、お手元の資料に基づいてご説明させていただきます。

介護サービスの利用にあたって必ず全ての方に受けていただくことになっている要介護認定が全国一律の基準で実施され、どの地域においても同様の認定結果が出るよう要介護認定の適正化を推進するための事業でございます。

本事業は幾つかのメニューに分かれておりまして、まず、1つ目が自治体に対する技術的助言です。こちらは特定の市町村で認定内容に全国平均から大きな乖離が見られるという場合に、実際に認定適正化専門員がその市町村に伺いまして、審査会を拝見させていただき、その中で問題点等について助言を行うという事業であり、年間おおむね50自治体程度にお邪魔しております。

2つ目は、業務分析データの提供です。要介護認定制度では、認定に用いる専用のソフトウェアを厚生労働省から配付させていただきまして、それに入力するという形で要介護認定の事務とを行っていただいているんですけども、今のところ提出は任意なんですけど、大体全国の自治体の7割から8割程度の自治体さんから、実際に認定されたデータを認定に用いるソフトウェアの機能を使って厚生労働省のデータベースに送信していただき、集積されたデータについて地域ごとの特性等を分析したものを「業務分析データ」として整理しております。業務分析データは半年に1回、自治体にフィードバックして地域の認定の適正化に役立てていただくという業務になっております。ちなみに、(1)の自治体に対する技術的助言というのも、この業務分析データに基づいて、外れ値といいますか、その地域の認定が全国平均と大きく違っているかどうかというような判断材料にしておるところです。

3つ目は、認定調査員向け研修システム「eラーニング」の開発運用です。こちらは認定調査員に必要な知識や事例への対応等についてテスト形式にして自己学習が可能なシステムを構築させていただいておりまして、そのシステム運用、並びにeラーニングシステムに関する質問対応窓口を設置しております。

4つ目は、認定調査員能力向上研修会です。こちら、平成29年度はちょっと実施形態が異なっておりますので、このとおりではないのですが、全国を10ブロック程度に分け、市町村における認定調査に携わる認定調査員等を対象として実施する研修会です。受講者数は1ブロックあたり八十名前後、合計およそ五、六百人の、この企画運営、講師派遣ということで、(1)に書いてある認定適正化専門員という、こちらの委託事業先において手配していただいている方が講師として実際に市町村の職員に要介護認定について教示するといったことになっております。5つ目は、質問受付窓口の運営回答支援です。要介護認定は全国一律のテキストと基準に基づいて実施されていますけれども、個別ケースごとにこのケースの場合はどう判断したらいいのかとか等の細かい質問を受けることが多々ございまして、その場合は厚生労働省の認定担当が直接受けるのではなく、原則として本事業の中で過去の回答と矛盾が生じないように回答するということになっております。

最後に、(6)ですが、こちらはそれらのほかの業務に付随する業務ということで、適正化事業のホームページ作成運用、こちらは今までご説明してきました事業について説明したホームページの作成と。こちら、②は認定適正化事業全体や認定制度自体に関する照会窓口を設置しております。③④については、要介護認定適正化事業の推進資料等の作成ということで、例えば要介護認定の現状、適正化の推進等について、厚生労働省として意見を外部表明する必要がある場合に、厚生労働省の職員に加えて、先ほど申し上げた認定適正化専門員を本事業上で手配していただいて、必要な対応していただくことができるようにしております。また、(7)はこれらに対する事業報告書の作成というのが事業内容です。

事業実施期間としましては、平成27年度から29年度までということで、今年度が最後の年となっております、受託者は三菱UFJリサーチ&コンサルティングです。今のところ、平成24年以降ですかね、ずっとこちらで実施していただいております、今回、競争入札かけさせていただきましたが、入札者はこの1者だけでした。

次に、サービスの質の状況でございますが、確保されるサービスの質に関する要求水準について、イからへまでの内容を掲載させていただいております。基本的にはおおむね達成されたと考えておりますが、1点補足させていただきますと、eラーニングシステムの

対象者数について、要求水準を3万人から4万人程度ということで置いているところ、平成27年の登録者数2万2,315人ということで、対象者数が若干下回っております。こちらは当初想定はしておりませんでした、実際にeラーニングを使用しているアクティブユーザーを割り出すために、登録後長期間利用が見られないアカウントを一律に27年度中に削除いたしました。そのため、2万2,315人というのは基本的にアクティブアカウントのみの数です。削除前の時点では3万9,991人の登録者がいらっしゃいましたので、それと比較いたしますと、当初想定していた単純な対象者数3万人から4万人という数は実質的には達成できているものと考えております。その他、研修に関するアンケート調査結果は、その表のとおりですが、基本的に非常に高い満足度ということで、アンケート結果をいただいております、実際の受講者の方からの支持はいただいておりますところでございます。

ちょっと飛びますけれども、6ページに実施経費の状況及び評価がございまして。経費削減効果について市場化テスト実施前の契約額と総合評価落札方式の契約額とを比較しますと、予算額と事業内容は共通であるにもかかわらず、事業費に約10%の減が見られ、経費の削減も今回の市場化テストの競争によって一定程度達成されているものと考えております。

一方で、今回競争入札をかけたところ、応札者は三菱UFJの1者のみということになりまして、具体的に申しますと、入札公示の際は、三菱UFJ以外には、A社とB社が仕様書をお持ちいただき、入札説明会にもご参加いただきましたが、最終的に三菱UFJリサーチ&コンサルティングが1者で入札して落札したということになっております。A社とB社が結局入札に至らなかった理由について電話で聴取したところ、いずれの事業者も、年度末が近い調達であり、会社の中でのチーム編成がほかの事業との兼ね合いでなかなか難しかったとおっしゃっていました。仮に、この調達が早いタイミング始まっていたりであるとか、あるいは公示期間がより長い状態であったりしたなら、もう少し現実的な検討が行えたのではないかとコメントをいただいているところです。

全体評価としましては、基本的には、おおむねその内容は私どもが求めた水準は達成していると思っておりますけれども、一方で、競争性の確保については、一定程度の課題が認められて、こちらを改善した形で再度、市場化テストにかけさせていただければどうかと厚生労働省老人保健課としては考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

続きまして、同事業の評価案につきまして、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 総務省からの評価案について説明させていただきます。資料Aをごらんください。民間競争入札実施事業、要介護認定適正化事業の評価についてということで、まず、事業の概要等ですけれども、これは先ほどご説明がありましたとおり、大きく言って4つの事業を行っていただくというものです。事業は平成19年度より実施されております。実施期間につきましては、平成27年からの3カ年。受託事業者は三菱UFJリサーチ&コンサルティング。契約金額2億5,809万円ということです。入札の状況は1者応札。先ほどもありましたけれども、説明会の参加者は3者ありましたが、1者応札であったということです。

事業の目的につきましては、各自治体に対してより適正な認定調査及び審査を行うための情報提供及び技術的助言を行い、これらを全国の自治体に広く普及させるとともに、各地域の自治体が自立的な取り組みを進めるための支援を行い、全国的な要介護認定の適正化を推進することとなっております。選定の経緯ですが、この事業が始まった当初から1者応札が続いていたということで、競争性に課題があり、平成26年の基本方針において選定されました。

評価としましては、競争性の確保の点において課題が認められることから、市場化テストを継続することが適当であると評価できると思います。

次に、検討の部分ですけれども、先ほども説明がありましたが、確保されるべき質の達成状況につきましては、おおむね、こちら、ごらんのとおり、達成されております。ただ1つ、eラーニング研修システムにつきましては、目標が3万人から4万人程度であったところ、2万人台ということでしたけれども、これは先ほど説明ありましたが、一旦削除した影響によるものということで、削除をしなければ上回っていたということで、これはおおむね達成したと評価いたしました。それから、民間事業者からの改善提案ということで、実施状況報告にも詳しく載っていたんですけれども、こちらのほうにはかいつまんで主要な部分だけ載せさせていただきましたが、業務分析データの項目についてですとか、技術的助言事業についての改善提案、それから、能力向上研修会についてのホームページの構成を見直したりですとか、そういう改善提案もなされているということです。次に、実施経費ですけれども、削減率が9.1%。評価の対象となっている2カ年の平均にします

と、さらに削減率は上がるという状況になっております。次に、(4) 選定の際の課題に対応する改善ですけれども、先ほどもお話ありましたが、入札公告期間を延長して、1カ月から2カ月の倍程度に延ばしたり、仕様書には従来の事業実施状況の記載をして、新規参入者への配慮を行ったということです。

評価のまとめとしましては、経費削減効果については9.1%認められております。業務の実施状況についても、確保されるべき質はおおむね満たされておりますけれども、やはり競争性の確保の点について課題が見られたということです。上記の改善も行ったけれども、まだ改善、ちょっとそこから抜け出せていないという状況になっております。

それで、以上のことを踏まえまして、競争性の確保において課題が認められることから、引き続きこちらの市場化テストの継続ということで、結論づけたと思います。

よろしく申し上げます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言を願います。じゃ、辻委員、よろしく申し上げます。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。

資料1の5ページ目でございます。そこの一番下でございます、左下のところに(3)認定調査員という言葉がありますけれども、これは全国では合計何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○有川介護認定係長 おおむね10万人と言われておりますが、厚生労働省として明確な統計は持っておりません。あくまでも一般に、大体それぐらいと言われて、ということころです。

○辻専門委員 同じ部分で論点なんですけれども、たしか資料Aの3ページ目でございますが、このeラーニング研修システムの対象者数が目標3万人から4万人と書いてございますが、この対象者数という、この目標値というのは登録者数になるのか、それとも受講者数なのか、どちらなんでしょうか。

○有川介護認定係長 登録者数です。

○辻専門委員 登録というのはどういう行為を登録といっているのでしょうか。

○有川介護認定係長 eラーニングを行うに当たって、その方の成績がきちんと管理できるように個別のアカウントをとっていただいております。

○辻専門委員 だと、通常、こういう場合って受講者数を目標にするほうが、クオリティーをはかる目盛りとしてはいいのではないかなと思うんですけども、なぜこの登録者数という数値を評価の対象にしているんでしょうか。

○有川介護認定係長 厚生労働省としては、もちろん毎回 e ラーニングの問題が更新されるたびに受けていただければ、それはもちろん望ましいのはもちろんですけども、そこまでのことを認定調査員のところをお願いしているわけではなく一つは、新任の方が新しく入ったときであるとか、一定程度年数が経た方がご自身の業務について見直すときということ想定しているというのが背景にあると思います。

○辻専門委員 その e ラーニングというのは、例えば初級者向けとか、中級者向けとか、そういうレベル分けがあるわけではなくて、1つのレベルしかないという感じなんですか。

○有川介護認定係長 そうですね。教材、問題集、テストというのがございまして、これを一定期間ごとに更新しながら、常に新しい課題が受けられるようにということになっております。

○辻専門委員 受講者数というのは一旦ログインして、試験を開始すれば、もう受講者数としてカウントされるのか、それとも、最後までやり切ったら、受講者数になるのか、どうなんでしょうか。

○有川介護認定係長 最後まで実施した上で、正答率とかを計算する形になりますので、その計算対象になった方というのが受講者数としてカウントされます。

○辻専門委員 つまり、最後までやり切った方が受講者数。

○有川介護認定係長 そうですね。

【注：厚生労働省の回答が誤っており、実際には、e ラーニングの受講者数は、教材、問題集、テストのいずれかを1問でも着手した場合に、それらが完了していなくても受講者数として計上される。】

○辻専門委員 わかりました。一旦、僕から結構です。

○浅羽副主査 はい。

○川澤専門委員 今の受講者数ですとか、登録者数の話で関連して質問なんですけど、先ほどご説明いただいたとおり、今回の3万人から4万人は登録者数の目標値だと理解しました。今回、削除前のアカウント数を考慮すると、4万人を上回っていると推測されるようになっていまして、ある意味、サービスの質として設定している定義が、どういう要件に該当する人が削除をしたのか、していないのかによって、かなり達成、未達成というのが変わ

ってくると思うんですけども。

○有川介護認定係長 そうですね。たしかここ過去2年か何かでログインした、登録した後に、一切のeラーニングを利用されていない方というのをたしか削除したと伺っておりますが、ちょっと手元に情報はございません。

○川澤専門委員 例えば先ほどのご説明で、毎年度受講するものではなくて、ある意味登録して、昨年度受講したから、今年度は受講していないけれども、登録したユーザーだったということは考えられると思うんですが、そういった、登録したけれども、一度は受講した者であるのかどうかというところは、その把握をして……

○有川介護認定係長 それはそうですね。通常、受講したいので登録するということが想定されますので、そもそも、わざわざ登録はしたけれども受講しないというケースを想定しないというのはあります。登録者数にはエントリーされているけれども、受講者数にはエントリーされていない方というのは、統計としては今すぐには確認できないところです。

○川澤専門委員 わかりました。そうしますと、これ、次の事業のときの要求水準をどう設定するかという問題かと思うんですが、やはり、評価の対象となる期間の間にどういうeラーニングのシステムなり、プログラムが提供されて、それについて、対象となる者のうち、例えば何割ぐらいが登録をして、受講しているかとか、おそらく契約対象外のところで蓄積されている登録者というものもあると思いますので、少し契約期間中のパフォーマンスをどう評価するかという視点を持っていただくとよろしいのではないかなというのを一つ思いました。

○有川介護認定係長 事業がというよりは、その3年間の調達においてどういう効果があったかというのをより詳しく分析するべきというご意見。

○川澤専門委員 そうですね。はい。

すいません。あと1点、よろしいですか。

先ほど、7ページのところで経費削減効果、約9%減とご説明あったんですが、一方で6ページの部分の(6)のところの③、④で、厚労省から特段の要請を行わなかったということで、おそらくこれについては、これに該当するような業務が発生しなかったというようなことかと理解したんですが。

○有川介護認定係長 そうですね。はい。

○川澤専門委員 そうしますと、そもそも業務量が減ったので、経費が下がったと。つまり、経費削減効果があったというわけではなかったということも考えられるかと思うんです

が、そのあたりはいかがでしょうか。

○有川介護認定係長 そちらにつきましては、すいません。今すぐにこの1個前の調達における実施状況のデータが今手元にないので、一概には申し上げられませんけれども、基本的には仮にそういったものがなかったとして、今回、差額として900万程度の減が生じておりますので、こちらは単純に入札の際に、例えば従来どおり、随契であれば、予算額満額まで設定していたところ、競争性があるということで経費が圧縮された効果と考えてはおります。

○川澤専門委員 わかりました。多分、前回の事業のときにこの業務が発生したかどうかによってるんだと思います。そこは後で教えていただければと思います。

○有川介護認定係長 わかりました。

○川澤専門委員 もしこういったある意味発生しないような業務があるようであれば、もう実施要綱から削除してしまったほうが、ほかの事業者の方にとっても不確かな業務は含まれないということでもよろしいのかなと。そこは、次回のときにご検討いただければと思いました。

○有川介護認定係長 はい。

○浅羽副主査 ほかの委員はいかがですか。

○生島専門委員 1点だけ。

A社とB社のお二方とも、両方ともヒアリングは同じ内容だった……

○有川介護認定係長 同じ内容です。

○生島専門委員 そうなんですか。調達時期がもっと早かったって、いつが調達時期だったんですか。

○有川介護認定係長 こちらは、企画書提出が2月の末ということになっていきますので、実際そこから評価委員に評価をしてということになりますから、実際には、そこから、2カ月の調達期間ですから、1月の頭もしくは12月の終わりぐらいに調達が始まっているものと思われま。

○生島専門委員 公示……公示は……

○有川介護認定係長 公示がですね。

○生島専門委員 公示が12月。

○有川介護認定係長 12月の末か1月の頭か、おそらく12月の末じゃないかと思いますけれども。

○生島専門委員 なるほど。これは早めることというのは可能なんですか。

○有川介護認定係長 その分早目に調達事務とかを実施することによって、制度上早めることができないというわけではありません。

○生島専門委員 どのくらい早めたら可能なのかというところまでは……

○有川介護認定係長 というところまでは、確認しておりませんでした。

○生島専門委員 なるほど。ヒアリングされてみて、可能かどうかご検討されたら、いいのかなと思ったんですけれども。

○有川介護認定係長 かしこまりました。

○浅羽副主査 ほかの委員、いかがですか。大丈夫ですか。

じゃ、私から1点だけ。

先ほど平成24年度以降は現行の事業者さんが受けられているということだったんですが、この事業は平成19年度から実施しているということで、今これ、ずっとですか。

○有川介護認定係長 すいません。今、手元の参考資料の中にあるのが平成24年以降ですが、事業開始以降ずっと三菱UFJが実施しております

○浅羽副主査 そこは変わっていないんですか。

○有川介護認定係長 ええ。そちらへ前回、市場化テスト対象にということで選定していただいて、初めて競争入札にかかったというところでございます。

○浅羽副主査 かしこまりました。ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、要介護認定適正化事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○浅羽副主査 かしこまりました。

それでは、本日の審議を踏まえまして、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はどうもありがとうございました。

○有川介護認定係長 ありがとうございます。

(厚生労働省退室・文化庁入室)

○浅羽副主査 続きまして、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務の実施状況及び事業の評価（案）につきまして審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、文化庁文化部芸術文化課支援推進室柏田室長様よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○柏田支援推進室長 文化庁の柏田でございます。よろしくお願いたします。

次代の文化を創造する新進芸術家育成事業でございますけれども、まずはじめに、28年度事業について、官民競争入札等監理委員会に諮らずに契約変更を行ってしまったことをおわびさせていただきたいと思ひます。

どういふことかといひますと、これは事業の支援業務といふことで、4月に事業を開始する契約支援業務を3月に前倒して実施することとしたといふことで、その理由としては、実施団体から次年度の舞台製作に係る支払い計画が変わりそうであり、4月の契約以降速やかな概算払いを希望すると連絡があったことから、急遽、運営会社と相談をした結果、4月の契約にかかる支援業務を前倒して3月に行うといふことで、金額として約88万円の増といふ契約変更を行いました。急遽、そういう話が舞い込んで、民間業者との調整でありますとか、会計担当への説明とか手続などで、言い訳にもなりません、作業に忙殺されて、ご連絡を失念していたといふことでございます。申しわけございませんでした。

それでは、28年度の運営業務についてご説明をさせていただきます。この事業は28年度の事業から民間競争入札を開始しました。28年度につきましては、応札者は2者、最終的に1者が予定価格超過といふことで、1者の入札で決定をしております、金額が2,790万4,351円といふことでございます。これは契約変更後でございます。これは、26年度までは新進芸術家育成事業といふことで芸術団体に対する支援業務全てひっくるめて8億規模の事業でやっておりましたけれども、なかなか入札者が少ないといふことで、事業を区分けしまして、団体への育成支援に対しては文化庁がやまして、そのいろいろな事務手続、その支援業務を切り分けて入札しているところでございまして、27年度につきましては、契約金額が2,770万といふことで、28年度が2,700万といふことで、その切り分けた結果、応札者が2者に増えたといふことでございます。

事業の内容でございますけれども、事務局の設置、当該年度の契約概算払い、精算手続の支援業務、前年度の育成事業の成果報告書の取りまとめ、次年度の育成事業の企画提案の受け付け、次年度の育成事業の審査委員会に関する業務でございます。また、契約変更内容として、次年度の育成事業の4月契約を希望する団体の契約支援業務を追加したとい

うこととございます。契約期間は28年の4月1日から29年の3月31日で、受託事業者はJTBコミュニケーションデザインでございます。入札参加者は2者で、JTBコミュニケーションデザインとAでございます。3月2日に開札を行いましたけれども、もう1者の入札価格が予定価格を超えていたということで、JTBコミュニケーションデザインを落札者といたしました。

確保すべき質の達成状況でございますけれども、実施団体である芸術団体に対するアンケート調査で、育成事業に関する質問等への対応、それから、育成事業の提出書類に関するやりとりに関して適切に対応できていた、またはおおむね適切に対応できていたの割合が60%以上であるということで、これは両方とも60%以上をクリアしております。実施団体からは、非常に丁寧な対応でしたとか、特殊な事情が発生した場合も適切に対応してもらえたとの意見ももらえております。一部入れかわりが多く、過去のやりとりなどが引き継がれていない場合があったという意見もございました。それから、文化庁へ提出するに書類等ついてでございますけれども、誤字、脱字等はほとんどなく、円滑に進めることができっております。

評価としましては、実施要綱で定めた確保すべきサービスの質について、要求水準を満たしていたと言えるのではないかと思います。

それから、民間事業者からの改善提案に関する実施状況でございますけれども、例年3月、4月が出納整理期ということもございまして、業務が非常に偏っていたところ、10月に行う芸術団体からの中間報告の段階で、精算時に必要な情報を前倒しで確認することで、業務の分散化が図られ、結果として契約業務の前倒し、それから、計画的な事業の実施につながったということとございます。

実施経費の状況と評価でございますけれども、27年度と28年度の実施経費を比較すると、追加変更、追加契約を行ったこともありますけれども、240万ぐらい増えております。追加業務を除いた実施経費を比較しても、150万円の増額となっております。これは、前回この委員会でもご説明させていただきましたけれども、事務局のスペースを新たに外部に設けたということで、その賃料等がかさんで、実質的に180万円の増額となっております。それから、評価のまとめと今後の事業でございますけれども、サービスの質については、要件のとおり達成されまして、民間事業者の発案による創意工夫も発揮されました。しかし、経費については比較で5.7%増となっていたこともあることから、民間事業者からの意見も取り入れながら、実施要綱の見直し等を行いまして、新たな参入を

促し、経費削減に努めてまいりたいと思っております。

今後の事業でございますけれども、2者応札でございましたが、さらに公告期間でありますとか、入札手続の事項を見直しするのを行いますとか、そういったことを行いながら、民間競争入札の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)につきまして、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、この次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務についての評価(案)についてご説明を申し上げます。資料のBをお願いいたします。

ローマ数字のⅠの事業の概要等でございますけれども、基本的に先ほど文化庁からご説明ございましたので、省略させていただきますけれども、入札の状況につきましては、今回2者の応札、説明会参加が3者でございました。1者が予定価格の範囲内ということで、総合評価落札方式により、JTBコミュニケーションデザインが落札いたしました。事業の目的も、これも、先ほどご説明がありましたので、ちょっと省かせていただきます。選定の経緯でございますけれども、これは1者応札応募が続いていた状況で、競争性あるいは経費の削減などに課題があるということで選定されて、平成27年の基本方針に掲載されたものでございます。

次に、2ページに移っていただきまして、ローマ数字のⅡの評価の中身でございますけれども、概要でございますが、結論としては、競争性の確保に課題があり、市場化テストの継続と、それから、経費の削減の問題もありますので、市場化テストの継続という結論の案でございます。検討の評価方法については、言うまでもなく、文化庁から提出いただきました28年4月から29年3月までの1年間の実施状況報告などに基づきまして、サービスの質の確保とか、実施経費などの観点から評価を行うものでございます。

下の(2)にお移りいただきまして、確保される質の達成状況につきましては、これも文化庁からお話がありましたけれども、実施団体へ質問等をきちんと答えられましたかというようなことを文化庁からアンケート調査をして達成、100%だったと、60%以上のところが100%だったと。あるいは、やりとりについて適切にやったか、おおむね適切にやったかということで、これについても、60%以上を目標としましたが、94%ということで達成と。それから、手続に関する業務を実施要綱に定めたスケジュールのこと

ですけれども、これについても達成。文化庁に提出する育成事業のこれらの各書類の内容の誤字・脱字などがないようにやったかということで、これも達成、ほとんどなしということでございます。民間事業からの改善提案につきましても、これも先ほど文科省からお話がありましたけれども、このスケジュールの問題で、例年3月、4月が大変業務過多に陥っているところ、中間の段階でできるだけ前倒しで確認できるものは確認するなどの工夫をされたということでございます。

隣のページに移りまして、(3)でございますけれども、実施経費につきまして。これにつきましても、先ほど、文化庁からお話がありましたけれども、単純に比較して8.8%の増加、250万程度の増加、それから、追加業務といいますか、契約変更部分を除いたとしても、なお5.7%の増加。これも先ほどお話がありましたけれども、事務局が受託者の社屋の移転によりスペースがなくなって賃貸せざるを得なくなったというようなことを伺っております。その下の(4)選定の際の課題に対する改善でございますが、残念ながらというか、競争性に課題が認められていたところ、民間競争入札を実施したことに複数の応札はありましたけれども、説明会参加者も3者ありましたが、予定価格内が1者であった。競争性の改善、課題が改善したとは言えない。経費削減もなされていないということで、改善は不十分だというような感じになります。

最後、評価のまとめでございますけれども、これも今まで言ったとおりのまとめになりますが、質につきましては、目標を全て達成したと評価できますし、民間事業者の提案につきましても、このスケジュールの問題についても、この提案についても、非常によかったということは言えるかと思えます。貢献したものだと言えますけれども、経費節減の効果がちょっと上がっていないということは言えるかと思えます。こちらに書いてあるとおりでございますけれども、それから、2者応札とは言うものの、予定価格内1者にとどまったというような課題も残ったということでございます。

最後に、今後の方針ですけれども、これも何度も言いますが、競争性の確保について課題が認められて、それから、経費の削減についても、このことについては、こういうことから本事業においては良好な実施計画、成果を得られたと評価するのは困難だということで、次期事業においても引き続き努力していただきたい、いろいろご検討いただきたいということ、よろしく願いできればということで、事務局からの説明としては、案としてはそういったところでございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○生島専門委員 予定価格についてはどのように積算しているのでしょうか。

○柏田支援推進室長 予定価格の積算方法としては、技術審査で得点の高かった会社の参考見積書をもとにして、いろんな費目ですとか、種別ごとに検証を行っておりまして、必ずしもそのまま利用しているわけではありません。例えば借損料とかはネット等で相場などを確認し、参考資料がない場合は、過去の実績をもとに予定価格を積算しておりまして、そういった数字になったということでございます。

○浅羽副主査 よろしいですか。

○生島専門委員 はい。

○浅羽副主査 ほかの委員、いかがですか。

○川澤専門委員 今のご説明で、内容を精査した上で結果的にこうなったというご説明だったんですが、過去の実績というのは、実態としてはこの会社がずっと経年で受注されていらっしゃると思いますので、実績としてはこの1社の実績しかないという、把握されていないということなんでしょうか。もしくは、例えば類似ですとか、同種の業務の過去の実績についても参考にされて、まさに1者の情報以外のところ、かなり広く使った結果、やはりこういった結果になったというか、そのあたり、いかがでしょうか。

○森育成係長 お答えいたします。

過去の実績に関しましては、この育成事業の過去の実績のみを参考にしております。

○川澤専門委員 ある意味内容を精査できる者というのは、この1者のみになるということになりますと、実績もしくは過去の実績以外の情報をどういうふうに広く収集していくかというところも課題かなと思うんです。そのあたりはぜひ、今、予定価格は超過されていますけれども、ほかの応札者の方とかいらっしゃるの、そこで少し経費の削減の工夫の余地が今の会社と比べてあるようであれば、そっちのいいほうより使っていくとか、少し何か工夫をしないと、なかなかこの過去の実績から抜け出せないのかなというような気がしました。ぜひご検討いただければと思います。

○柏田支援推進室長 ありがとうございます。ちなみに、29年度は別の業者が落札したので、また新たな事例ができてくるので、参考にしていきたいと思います。

○川澤専門委員 わかりました。

○浅羽副主査 辻委員、どうぞ。

○辻専門委員 今、おっしゃったここ以外の会社というのは、業種はどういう業種なんですか。

○柏田支援推進室長 これまで2者応札で出てきた会社でございます。

○辻専門委員 この従前、入札してきてくる方がこういう系統だとお見受けするんですけども、今回のこの事業というのはこういった会社でないとできないようなお仕事なんですか。それとも、これ、ぱっと見た限りでは、あと、過去実施要項を拝見した記憶があって、そのときの記憶を思い起こすと、普通の会社の総務課とか庶務課とか、そのあたりの技術があればできるのかなともお見受けしたところなんですけれども、そのあたり、こういう会社でないとできない特なものも含まれているのであれば、そのあたり、教えていただければと思います。

○柏田支援推進室長 いえ。特段ございません。ほかの事業でもこういった業種の会社がたまたまやっていたということもありまして、文化庁や芸術団体のことをよく知っているということで、入れてきやすいんでしょうけれども、こういった会社でないとできないということでございますので、今後、様々なところにまた声かけをしながら、応札してくれるような働きかけはしていきたいと思っております。

○辻専門委員 ですと、例えばこの次回の実施要項のご参考になればとは思いますが、このタイトルですよね。なかなかほかでは見られないタイトルだと思いますので、こんなタイトル、見た瞬間に、もううちとは関係ない業態であるという、お仕事であると判断なさる会社もたくさんあると思われまして、もうちょっと、全く違う畑の会社が見ても、うちでもできるかもしれないというようなタイトルをちょっと工夫していただければと思います。ご提案でございます。

○柏田支援推進室長 ありがとうございます。

○浅羽副主査 よろしいですか。辻委員。

○辻専門委員 はい。

○浅羽副主査 では、尾花委員。

○尾花主査 1期目の事業ということで、民間の創意工夫を発揮させる仕組みというのを仕様書の中に入れられたかと思うんですが、それがうまくいったかどうか、さらに、今回は経費が増加してしまったわけですから、経費を下げて、民間の創意工夫を求める試みをされない、この今後の方針で「維持向上・経費の削減を図っていく必要がある」というところを具体化できないかと思うんですが、今考えておられることがあれば、それを教え

てください。

○柏田支援推進室長 今現在、具体的な案を持ち合わせていないのですが、今回、29年度の業者がかわったということもあって、様々なところと相談をしながら、こういった意味では効率化を図れるですとか、もう少し仕様書が見直せるとか、そういうのはいろいろ相談しながらやっていきたいと思います。ちなみに、29年度は、契約金額は少し落ちております。

○尾花主査 一般的な見方ですと、業務をするときに、細かく、例えば事務局を設置なさいますとか、場所をつくりなさいとか、何平米借りなさいとか、そういうことを細かく、もし定めていて、それを前提に賃料がかさんでしまっているのであれば、例えば今は、パ〖チャルでいろいろなことができるようになっておりますので、そういったところも、民間に工夫をしていただくという発想で見直す等、何かされると、経費を削減できるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

○柏田支援推進室長 ありがとうございます。

○浅羽副主査 ほかによろしいですか。

それでは、時間となりましたので、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○浅羽副主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はどうもありがとうございました。

○柏田支援推進室長 ありがとうございました。

(文化庁退室・厚生労働省入室)

○尾花主査 続きまして、労働保険加入促進業務の実施状況の事業の評価（案）について、審議を行います。最初に実施状況について、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課三浦課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○三浦労働保険徴収課長 労働保険徴収課長の三浦と申します。今日はよろしくお願いたします。

まず、労働保険の加入促進業務につきまして、事業評価の詳細につきましては、後ほど担当からお話しさせていただきますけれども、私から労働保険制度の概要と労働保険制度におけます本事業の位置づけについて簡単にご説明したいと思います。お手元の参考資料

1 ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、労働保険は労災保険と雇用保険を総称したものでございます。原則としましては、労働者1人以上を雇用する全ての事業に適用される強制加入の公的保険ということでございます。適用対象事業の事業主につきましては、毎年度保険料を納めていただく必要があります。現在、約312万事業に適用しております。保険料といたしましては、年間約3兆円の保険料を徴収しているという状況でございます。しかしながら、中小零細事業につきましては、労働保険の適用対象となる事業であるにもかかわらず、保険加入が未手続となっている事業がございます。これを私どもは未手続事業と呼んでおりますけれども、この未手続事業が全国に多く存在しているという実態がございます。この状態では、労働保険制度の健全な運営とか、労働者の適正な保護を阻害し、また、保険料負担の公平性が担保されないということになっております。この点に関しましては、平成28年11月28日の行政改革推進会議におきましても、未手続事業の解消が指摘されまして、平成32年度までに27年度比2割削減という目標が示されたところでございます。厚生労働省といたしましても、どうしてもやらなければならない最重点課題となっているところでございます。

このため、未手続事業を対象に加入促進活動を行うことが非常に重要となっておりますが、未手続事業の多くを占める中小零細企業につきましては、特に新陳代謝が激しく、この対象の把握が非常に難しいことから、行政機関のみでは限界があるということで、この加入促進活動を外部に委託することにより、未手続事業の把握及び加入勧奨を効果的・効率的に実施して、未手続事業の解消を図ることが今回のこの事業の趣旨でございます。本事業につきましては、平成26年、27年の2年間で第1期としまして市場化テストを実施してまいりました。また、現在、28年、29年度の2年間の市場化テスト2期目となっております。

それでは、これから労働保険加入促進業務の28年度におけます事業評価の詳細につきまして、田中のほうから説明させていただきたいと思います。

○田中労働保険徴収課長補佐 労働保険徴収課の田中と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、資料に沿ってご説明したいと思います。まず、28年、29年の2期目の事業として今現在実施しているところですが、参考資料の4ページ目をごらんいただきまして、まず、1期目の市場化テストを検証したところ、業務実績であるとか、経費削減の全

での項目において目標を上回る良好な成績ではあったんですけども、1者応札でもあったということから、また、さらに事業のさらなる充実とか、強化を図るということを目的にとしまして、実施要項を見直しして、現在2期目を実施しているところです。

要項のどういうところを見直しましたかという、この4ページ目の、青く塗ってありますが、真ん中のあたり、2期目における改善点として、インセンティブによる設定の採算性、収益性の確保、これはどういうことかという、設定した目標を上回る保険加入となった場合には、受託している事業者に対して、成功報酬費の単価を上回った件数に対して20%増額しますと。一方で、目標の達成が50%未満となった場合には、成功報酬費の単価を50%減額するという内容になります。次の丸で、全都道府県の地方事務所設置を必須とした要件を撤廃したということ。3つ目、都道府県労働局との協議会開催件数を年3回としたものを年1回以上へと緩和をしました。4つ目、労働保険適正加入推進員への研修を任意として複数地方事務所による合同開催を可能とするように緩和をしたということ。それと、事業主説明会というものを義務づけていましたが、その要件を撤廃したということになります。さらに、その上で、外部有識者4名を委員とする評価委員会を開催しまして、第三者の視点に立った事業評価を行うことによって、さらなる質の向上というものを目指しました。それが1期目と2期目の異なる大きな点になります。

それでは、資料3に沿って要点を簡単に説明していきたいと思います。まず、(1)なんですが、業務内容については、冒頭課長よりご説明いたしましたとおり、強制保険である労働保険に加入していない労働者を雇用している事業場は、残念ながら、全国に多く存在していると考えられますけれども、当事業はこのような事業場の情報を収集して、さらに未加入事業場に対して労働保険の制度を周知して、加入勧奨を実施するということになります。次、(2)なんですが、受託事業者決定の経緯と(3)の受託事業者ですが、1期目、2期目とも同様の事業者となっております。1期目同様に、官民競争入札により、総合評価落札方式により決定しました。2期目に向けては収益を確保するための方策であるとか、各種要件の撤廃や緩和を行いました。結果的には前回と同じ全国労働保険事務組合連合会1者応札となったところでございます。契約期間は2年間。今回の評価は28年、昨年度の1年の実施状況を検証した結果でございます。

次に、2番の確保すべき質の達成状況及び評価についてですが、2ページの表1をごらんいただきたいと思います。事前に設定した目標の達成状況と厚生労働省としての評価を記載してございます。結果的に4つの目標を立てておりますが、3つは目標を上回る実績

を達成しております。ただ、上から3段目の保険関係成立件数につきましては、500程度、目標に届きませんでした。ですが、件数としましては、25年度以降の数字を見ていただくとわかるように、3万2,000と、非常に大きく数字が伸びまして、結果的には全体的には良好であったろうと判断して評価をしております。

少し飛びまして、3ページの4番。実施経費の状況及び評価についてご説明します。経費の削減効果を市場化テスト実施前の25年度と2期目の28年度について、次の2つの観点から比較いたしました。それを4ページの表2の1、表2の2に記載してございます。まず、表2の1になりますが、これは委託費全体を各目標の達成件数で割りまして、1件当たりの所要額を出しております。括弧書きの数字が、1件当たりの数字となります。各年度で比較していただくと、1件当たりの所要額が25年度から26年度で減少して、さらに28年度になると減少していることが、この表からわかると思います。表の右側に経費削減効果というのが書いてありますが、これは25年度と28年度を比較してございます。これは25年度と26年度を記載してございませませんが、25年度と26年度を比べると、10%近く削減されて、さらに28年度になると、もっと削減されているという結果が出ております。

次に2点目ですが、表2の2になります。これは委託費全体額から加入勧奨に直接充てられる成功報酬費であるとか、研修費を抜いた、いわゆる管理費見合いの間接費を目標の達成件数で割りまして、1件当たりの所要額を出してございます。上の表と同じように、経費削減効果が出ていることが認められると思います。特に、雇用保険手続件数で割った数字を見てもらうとわかりますが、25年度というのは、1件当たり2万9,949円となっておりますが、28年度で見ると、2万2,163円と、25%以上が削減されているという数字が読み取れます。なお、表2の1で見ると、委託費の額自体は7億9,000万円と、前年度、1期目よりも3,000万円ほどオーバーしてございますけれども、これは1期目にはなかったインセンティブというものを設けたことが要因となっております。一方で、表2の2を見てもらうと、管理費の経費については、300万円ほど減少してございます。これから見ても、実績は上がって、さらに経費の削減が進んでいるということが認められます。次に、競争性の確保についてご説明いたします。5番です。(1)は冒頭にご説明させていただきましたが、市場化テストの1期目から2期目への要項の変更に関すること。(2)は、これまでの結果を踏まえて来年度以降実施していくに当たって、どういうふうに見直していくのかという方策の案を一応そこに記載させていただきました。

次に、6ページ、全体の評価をごらんいただきます。まず、2期目の市場化テストの結果ですが、事前に設定した4つの目標については、1期目と比べても、全ての件数が大きく伸びています。また、経費の削減効果も先ほどご説明いたしましたが、市場化テストの導入を機に、1期目、そして2期目とさらに大きく経費が削減されているということがわかります。また、6の(4)にも記載してありますが、28年度は外部有識者による評価委員会を立ち上げて、4回の委員会を開催させていただいて、委員会においても、当事業は良好な実施状況であるとの評価を受けております。一方で、1期目に引き続きまして、2期目につきましても、1者応札となったということについては、インセンティブの設定や入札公告期間を十分にとること、そして2年契約となっている部分について、受託者の習熟効果をより一層効果的な実施を図るために、委託期間を3年に拡大してみてもどうかというようなご意見も外部評価委員の先生から頂戴をしております。

これを踏まえまして、最後の今後の業務のところですが、まず、2期4年の市場化テストの実施によって、業務実績だけではなく、コスト削減も非常に顕著になったということと、入札者は1者にとどまっておりますが、説明会には6者が参加しております。その上で利益が見込めないというふうな判断を事業者がしまして、入札をこななかったという意味では、一定の競争を経た結果であると判断をしております。このことから、市場化テスト終了プロセスの指針でいうところの要件を満たしている。市場化テストにより、良好な実施結果が得られたと考えております。さらに、未加入事業場の解消は、行政改革推進会議においても提言されているとおり、労働者を保護すべき労働保険に加入していない事業場を加入させるという、極めて公益性の高い特殊な事業であります。つまり、大きな利益が出るように予算を膨らませるということも非常に難しいところがあります。このような特殊事情もありますので、今後、市場化テストの実施をしても、さらなる改善は困難な事業にも当たる事業であると厚生労働省では考えております。

よって、本事業の市場化テストは終了することが適当であるものと判断したところです。なお、来年度以降もこの事業を続けていくんですが、市場化テストでの監理委員会においてチェックいただいた事項であるとか、外部評価委員の皆様にご指摘いただいた事項を踏まえて、引き続き質の向上と経費削減に努めながら、実施していきたいと考えております。

私からは以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いします。なお、説

明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、総務省より労働保険加入促進業務の評価（案）についてご説明申し上げます。お手元の資料Cに沿ってご説明をさせていただきます。

まず、ローマ数字Ⅰ、事業の概要等についてですが、基本的には厚生労働省からご説明がございましたので、省略させていただきますが、入札の状況につきましては、1者応札で受託事業者は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会でございます。その下、選定の経緯につきましては、同事務組合連合会が継続して受注していたことから、平成24年の公共サービス改革基本方針において選定されたものでございます。

次にローマ数字Ⅱの評価でございます。1概要ですが、結論といたしましては、競争性の確保という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、市場化テストを継続することが適当であるとしております。2ページ目に進んでいただきまして、2検討でございます。(1)評価方法につきましては、平成28年4月から平成29年3月までの実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行うものでございます。

(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価につきましては、先ほど厚生労働省のほうからご説明がありましたので、省略させていただきますが、確保されるべき質の達成状況について、全てにおいて達成されたと評価することができると考えております。その下、民間事業者からの改善提案でございます。こちらにつきましても、研修で成功事例の発表を行うなど、適切に運用され、質の向上に貢献しているものと考えております。続きまして、3ページ目、(3)実施経費についてでございます。こちらに関しましても、ご説明があったとおりなので、省略させていただきますが、経費全体としては市場化テスト実施前の25年度と比較して、3.3%、年間およそ2,750万円の削減効果がございました。続きまして、4ページ目の下のところになります。(4)選定の際の課題に対する改善についてでございますが、こちら、複数の地方事務所による研修の合同開催等を可能にし、受注者の創意工夫を引き出す仕組みを構築するなど、競争性の改善を試みたが、結果としては1者応札であり、従前と同じ事業者が受託しているという状況でございます。よって、5ページ目、(5)評価のまとめでございます。これまでご説明させていただきましたとおり、民間事業者の改善提案などもあり、公共サービスの質の維持・向上、経費の削減の双方が実現されたものと評価いたしました。一方、競争性については、1者応札となっております。この点について、厚生労働省より入札説明会参加者へヒアリング調査を行ったところ、①採算性、利益の確保が見込めないため、②全国に拠点が必要なためとの意見が挙

げられており、担当省庁としても事業の採算性の確保策を検討するなど、先ほどご説明あったとおり、文中のア、イ、ウなどの方策を検討し、競争性の確保を図るものとしております。よって、競争性の確保という点においては、課題が認められ、改善が必要であるものと評価いたしました。また、最後の段落になりますが、市場化テスト1期目の評価について、発注単位のブロック化についての検討が議論に挙がりましたが、こちら、厚生労働省としては管理部門がブロックごとに必要となり、間接費が増加すること等を理由として適当でないとしております。

最後、6ページ目になります。以上のことを踏まえまして、(6)今後の方針となります。厚生労働省といたしましては、市場化テストを終了することを希望しておりますが、競争性の確保という点において改善が必要であり、また、(5)評価のまとめでも説明したとおり、担当省庁においてもさらなる競争性の確保のための方策を検討しておりますので、次期事業についても課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○生島専門委員 よろしいですか。

○尾花主査 はい。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。

説明会参加をされた6者というのは、会社名はどちらになるのでしょうか。

○田中労働保険徴収課長補佐 よろしいでしょうか。

○生島専門委員 はい。お願いします。

○田中労働保険徴収課長補佐 まず、この全国労働保険事務組合連合会が1者目。2者目がA社、B社、C社、D社、E社、以上の6者になります。

○生島専門委員 なるほど。入札参加が期待される者へのアプローチということで民間参入促進をされているということですが、この6者というのは、まさにそのアプローチをされた6者ということでよろしかったでしょうか。

○田中労働保険徴収課長補佐 26年度、27年度1期目のときも、実は説明会に参加したり、資料をとりに来られているんですが、その会社とほぼかぶっております。26、2

7でも説明会に来て、28、29でも聞きたいということで資料をとりに来たときに、ぜひ説明会に参加してくださいということをお願いしております。

○生島専門委員 じゃ、あくまでも資料をとりに来た方に促したということで、そちらでこの会社が候補者になるなということを選定してご連絡をとったということではなく、あくまでこの資料をとりに来られた方にお声がけしたという感じなんですね。

○田中労働保険徴収課長補佐 そういうことでございます。

○生島専門委員 なるほど。実は今、会社名を伺って、ちょっと私自身がちょっと思っていたことと重なったので、やはりなという感じがしたんですが、国民年金の受託事業者さんで幾つかお見かけしたお名前が並んでいるなと思ひまして、こちら、極めて公共性の高い特殊な事業なのというお話があったんですけども、そのときに、やっぱりぱっと、でも、国民年金さんではまさにこういった事業者さんでうまく受注されていらっしゃるの、そして、たしか全国何ブロックかに分割されても発注されていて、この労働保険も国民年金も同じように、極めて公共性が高い特殊な事業かと思うんですが、なぜ国民年金では可能なことがこちらの労働保険ではできないのかという、その国民年金との違いについて教えていただけますか。

○三浦労働保険徴収課長 可能かどうかというのは。

○生島専門委員 国民年金でできているのであれば、こちらでもできるんじゃないかなと。同じ厚生労働省さんの事業ですから。

○三浦労働保険徴収課長 その会社がということですか。

○生島専門委員 ではなくて、そちらでお考えな、例えばブロックも、ちょっとあまり適切ではないとお考えとか、その辺の事業の違いみたいな……

○三浦労働保険徴収課長 できるかできないかと言われると、何とも言えないんですけども、ブロックに分けますと、要は、先ほど話出ましたけれども、間接経費が非常にかかってしまうということです。これはあくまでも、経費の節減ということも当然入っていますので、広げることによって、本部事務所が当然増えてきますし、その間接経費が増えるというのと、先ほど言いましたインセンティブをつけることによって、大都市とか、大きいところ、要は事業場がたくさんあるところについては、入札は多分入ってくると思うんですね。そうすると、それ以外の地方の部分、例えば九州地区とか東北地区とか、そういうところが入ってこない可能性が非常に高くなってくる。そうすると、先ほど言いましたように、全国斉一的な業務をやらなければいけないということになっていますので、入札がな

いところ、要は不落になってしまう可能性も出てくるということがあるものですから、我々としてはブロック別にはやっていないということです。確かに、厚生年金のほうでできてるんじゃないかというお話ですけれども、そこは、ちょっと向こう、どういうふうに行っているかわかりませんが、我々としてはやっていないです。

○生島専門委員 市場化テスト、そういう特殊性とかということで、外れるのが適切とお考えと伺ったので、でも、そうしましたら、その前にまず、やはりうまくいっている、同じ省庁の中でうまくいっている国民年金さんの例を、ご存じないというのであれば、ぜひお話を伺って参考にできる部分がたくさんあるのではないかなど。向こうもやはり全く同じ条件かと思うんです。大都市以外では不落になるんじゃないかということも、やはりこれまでの経験上、何か解決策をお持ちではないかなどと思ひまして、きっとできるいろいろな方策をお持ちかなど思ったので、ご検討なさったらいかがかと思いました。

○三浦労働保険徴収課長 わかりました。

○尾花主査 はい。

○辻専門委員 すいません。ありがとうございました。

まず1点目なんですけれども、すいません。基本的なご質問で恐縮なんですけれども、この労働保険というのは加入しないと、これは刑事罰が用意されているという理解でよろしいですか。

○三浦労働保険徴収課長 刑事罰ではないですね。加入というか、先ほど1人でも労働者雇っていると、強制適用になりますので、例えば労災事故が起きたときに、未加入であれば、当然、遡及して保険加入していただく。労働者保護ということで、必ず保護はします。ので、事業主が入らなければいけない保険なんです、労災保険というのは。事業主が保険料を自分で払う。ところが、労働者が実際、事故に遭って、未加入であっても、労働者保護ということで補償給付をいたします。ただし、事業主に対しては、遡及適用という形で、2年間の保険料をいただく。そこには刑事罰とかはついておりません。

○辻専門委員 いないんですか。

○宮口労働保険徴収課長補佐 補足しますと、行政側で手続をしていないというところに調査に行って認定決定した場合は、10%の追徴金をいただくことになっています。

○辻専門委員 わかりました。それから、この全国規模である勧奨をする行為、する場合には、多分もともと各全国に事業所がある業態の会社・団体が非常に有利だと思います。最近、別件で扱った件では、いわゆる日本商工会議所さんが似たようなことをやっている

と伺った気がするんですけども、例えば今回ですね、先ほど伺った6者の中には商工会議所さん、多分入っていなかったと思うんですが、例えばこの……具体名出して恐縮なんですけれども、商工会議所さんというのは今回のこのお仕事に関しては、適性がありそうだと判断できるのでしょうか。

○三浦労働保険徴収課長 やってできなくはないと思います。労働保険事務組合というのがありまして、そちらの中には商工会も入っていますので、やろうと思えば、できなくはない。それと、全国規模であるというのは、結構たくさんあるんですね。先ほどの厚生年金もそうですけれども、先ほど6者の中にNHKの集金とか、それを請け負っている業者とかも実は入っているんですね。そういうところは、結構たくさんあるわけですから、分割しなくても、やろうと思えば、多分できるんですけども、先ほど説明あったように、インセンティブがないとか、要はやってももうからないというのが結構引っかかっているみたいなことも聞きますし、できるところはたくさんあるかと思います。

○辻専門委員 ちなみにその商工会議所さんには今までお声かけとかはしたことあるのでしょうか。

○三浦労働保険徴収課長 直接的にはないと思います。

○辻専門委員 広くお声がけ、ご検討いただければと思います。以上です。

○三浦労働保険徴収課長 わかりました。

○浅羽副主査 じゃ、よろしいですか。

ちょっと今の点とも若干かかわるんですけども、評価いただいた中で、結構、いろいろと委託の、まず、件数……情報の収集から始まって最後、支払いにいただく費用のところまで件数が増えているという事実は、これはもう間違いないことだろうと思うんですが、そのときに、これを生んだ原因の一つに、最後、もうからないという話があったんですが、インセンティブが働く報酬体系を構築されたということが最後のところの契約の一つの目玉かなと思っているんですが、それはどういうふうに通じたのかなと。私、多分、このインセンティブは働く報酬体系の構築というものも、おそらく件数が増えることに貢献したんじゃないのかなと思っているんですが、その辺のご見解はいかがでしょう。

○丸山指導官 私のほうから。

インセンティブの設定につきましては、保険関係の成立件数と雇用保険の手続件数、これが2次目標を超過した場合について付与するということになっております。平成28年度の表1をごらんいただければ、わかるとおりになんですが、成立件数については2次に達

せず、ただ、雇用保険手続件数については、2次目標を大幅に超えた結果となっております。成立件数について、2次に達しなかった理由というのは、ちょっと目標数が高かったというようなことかなとこちらも思っているところなんですけど、目標には至らなかったものの、前年比かなりの増となっている。7%以上の増になっているということでございますので、事業としましては、良好な結果となっているということを見ましても、当然ながら、今おっしゃるとおり、インセンティブの設定により、受託事業者の意欲がここを向上させた結果かなと考えているところでございます。

○浅羽副主査 そうしますと、先ほど三浦課長さんがほかでも、お金のことはちょっと置いておくとして、実施体制とかいう話でやれるところはあるんだということであれば、例えば今回の結果を見て、改めて、いや、でも、これだったら、自分のところでそれこそ2次目標がさらに上がらなければ、やれるんじゃないかというふうに、この利益的にもですね、というところがもしかしたら出るんじゃないかなと。

○三浦労働保険徴収課長 それを期待しております、我々も。おっしゃるとおりだと思います。

○浅羽副主査 だとすると、そんなに、何ていうんでしょう。公益性が高いというのも、それはもう間違いことだし、大事なことというのはほんとうに思いますが、一方で競争性をより高めるということは不可能ではないんじゃないのかなと、これは直感的にですけども、思うところなんですけど。

○三浦労働保険徴収課長 今回、2次のときにご指摘ありました内部の評価委員会を立ち上げまして、その中でもそういうご指摘があったんですね。それを踏まえていけば、今、お話ありましたように、次回については、入札参加者が増えるという期待は非常に高いかと思っております。ただ、先ほどお話ありましたけれども、PRをよくしているかとか、その辺も多分少なかったのかなというところは多々あると思うんですね。そういうことも踏まえながら、いろんなことをやっていくことによって、当然、参加者、手を挙げる方が当然増えてくるのかなと感じております。

○川澤専門委員 すいません。先ほど4ページのところで表2の1と表2の2で、委託費支払額とそのうちの間接費と分けてご説明いただいたかと思えます。支払額の全体額と管理費、間接費を見ますと、間接費が大体55%ぐらいと、かなりの割合を占めているわけですけども、それを前提にしますと、いわゆる成功報酬の部分というのは管理費にはかわらない部分になってきますよね。どこまでインセンティブが働くのかということ

と、逆に間接費の部分をどういうふうに圧縮していく取り組みをされるのかというところについては、いかがでしょう。

○三浦労働保険徴収課長 今後の話ですね。

○川澤専門委員 そうですね。

○三浦労働保険徴収課長 インセンティブは基本的には成功報酬という形になっていますので、何件加入させたかというところについて幾ら幾らのインセンティブが働く。確かに間接費というのは管理費ですから、基本的には人件費なり、事務所費なり、そういうところだと思うんですよ。そこをいろんな形で、節約できるところは節約していくという形しかできないという気はしております。

○川澤専門委員 今回、先ほどパワーポイントでご説明いただいたこの参考資料の業務フロー図のところで、この右側の推進員の部分がインセンティブにかかわる部分だと思うんですけども、やっぱり効果的な、その他も含めてですね、おそらく事業所さんのところでやられていらっしゃる管理費にかかわる、例えば事業の内容をもう少し精査をするですとか、そういったところをされていかないと、なかなか、おそらく経費の削減とその効果的なインセンティブの実施というところ、うまく機能しないのかなと。

○三浦労働保険徴収課長 そこが、全国的に事務所を持っているところが当然有利になってきますよね。新しくつくることはないですから、自分のところの自社ビルを持っているとか、事務所を持っているとか、そういうところについては当然、その管理費というのは当然圧縮されてきますので、そういうところが、経費の削減につながっていける部分ではあるのかなと思います。

○川澤専門委員 そうですよ。そうしますと、繰り返しになっちゃうんで、おそらく間接費の部分にかかわる業務の内容を少し精査をして、必要なもの、必要でないものというところをですね。そうしないと、なかなか全体の経費の削減というところが見込みにくいのかなと思います。ぜひ、そこはご検討いただければと思います。

○三浦労働保険徴収課長 おっしゃるとおりです。わかりました。

○尾花主査 2ページの評価事項等一覧の保険関係成立件数がお立てになった目標より実施結果が低いのに良好と判断されたのが、過去に比べれば増えているということなんですが、そのロジックは何でしょうか。なぜならば、仕様書で目標をお示しになって、達成していないのに良好と評価されるには、何か特別な事情があったかと思ひまして、ご説明をいただければと思います。それが1点目です。

○三浦労働保険徴収課長 良好というのは、表1の、今多分おっしゃったのは3番目のところだと思うんですね。この1次目標を上回っており、2次目標について下回っていると。ただし、1次目標については上回っているということですが、例えば1番の未手続事業場の情報収集とか、加入勧奨実施事業数とか、雇用保険手続件数というのは、トータルのにはみんな上回ってまして、この3番目の保険関係成立件数の、要は2次目標だけが下回っているということで、相対的には良好という判断をさせていただきました。ですから、そこだけ見て、どうかと言われれば、確かに、ここだけ見れば、良好とは言えないのかもしれませんが、トータルのには我々としては良好ではあると。それは、先ほど言いました外部評価委員の先生方にもそこは評価いただいていますので、良好という判断をさせていただきました。

○尾花主査 わかりました。そうすると、実施結果の総数が低くても良好と見ているということですね。

○三浦労働保険徴収課長 低くてもというのは……

○尾花主査 3万2,486事業というのが実施結果なので、一応目標をお立てになったけれども、結果は低いけれども、良好だということなんですね。

○三浦労働保険徴収課長 トータルの見てですね。

○尾花主査 はい。トータルというのはどこのトータルですか。

○三浦労働保険徴収課長 先ほど言ったように、未手続事業の情報収集数、加入勧奨実施事業数、今言った保険関係成立件数、雇用保険手続件数、トータルで見て、今言ったように、低かったのは3番目の保険関係成立件数だけなんですね。ですから、トータルのにはほかのが全部上回っていますので、トータルの見ては良好という判断をさせていただいたということです。

○尾花主査 わかりました。はい。

では、次に伺いたいのは、終了プロセスというのは監理委員会でどういう場合に終了していいかというのが決まっていて、我々はそれに基づいて運用しているので、判断しているんですが、例えば市場の特殊性から改善が見込めないというところの市場の特殊性として挙げられている理由が公益性が高いということと、多くの人々が利益が見込めない事業と判断したということなんですが、利益が見込めない事業と判断した特別な理由はあるのでしょうか。というのは、仕様書とか、やり方によっては、利益は出るのかもしれないので、マーケットにいる方がこれは利益が見込めないのは、どんなやり方をしても見込めないん

だよと言ったのか、それとも、一般的にこれじゃ、もうかりませんよとおっしゃったのを理由として、その市場の特殊性として書かれているのか、そこをお知らせいただければと思います。

○三浦労働保険徴収課長 そこは確かにこれだとなかなかないんですけども、先ほど言ったように、6者が応札の説明会には来ているんですね。そのときに何で来なかったんですかとヒアリングしたときに、やはり利益が認められないというところを皆さんおっしゃっているんですね。それは、参入しようとする方の意見がそういうことだったものですから、そこが非常に大きいのかなと。ただ、先ほどからいろいろご意見いただいています、やり方によっては多分出るのではないかなということもありますので、先ほど言ったように、次回についてはそこをもうちょっとPRするなり、説明するなりして、利益が出ますよということをやっていかなければいけないのかなと思っております。

○尾花主査 という意味で、根拠として市場の特殊性というのを挙げられているところが、これを根拠に終了なんですというのが、監理委員会で維持できるのかどうかというところはなかなか難しいなと思ってるところです。例えば利益が見込めないというところについて、事業者さんに聞いて、こういうやり方が利益が見込めない理由なんです。それを受けて実施府省が、なぜならばそういうやり方をしないと、この事業はできないんですというところまでご説明いただいて、だからこそ、公益性が高いから、そういうやり方しかだめなんですと言っただけだと、そういう市場であることを前提に、いたし方がないのだというところで、監理委員会に説明できると思います。ここのポイントは、説明会には来たけれども、皆さんが利益が見込めないと言いました。だから、そういう市場ですというところだと、ちょっとなかなか、監理委員会に説得するのが難しいのかなというのが、私個人の印象ではあります。

○三浦労働保険徴収課長 わかりました。

○堀内指導官 一つよろしいでしょうか。実際にお話があったものとしては、管理費を縮減した場合に、それは事業者の利益になるのかというご質問がありまして、いや、そうじゃなくて、縮減した場合は国に返還していただく制度になっていますということを申し上げたら、それでは利益は企業として確保できないから、事業として成り立たないということで、それでは参入できないということでお話があった例が1つございます。

○尾花主査 わかりました。そうすると、これ、委託費でやっているということですね。

○堀内指導官 そうです。

○尾花主査 何か……

○三浦労働保険徴収課長 ご存じのように委託費は基本的には国のやるべきものをやってみらうということで、そこから利益を生むなというのが、予算の中では当たり前のようになっているんですね。ところが、そういうことをやってしまうと、今、彼が言ったように、利益が出たら、それは国に返還しろと。例えば精算のときに余った金は全部国に返還しろということになっていますので、なかなかその利益というのは難しいんですね。ですから、自分のところで幾ら管理費を節約したからといって、全部自分のもうけになるのではなくて、余った金については返還するというのが、そういう意味では国のルールになっていますので、そういうところがやはりネックになっているということも実はあるんです。ただ、そうは言っても、先ほど言ったように、成功報酬という形で、今回、うちは考えていますので、成功報酬は幾らやったもの、やった分の歩合制と同じですけども、やったものに対して幾ら出しますよということをやっていますので、その辺の説明がなかなかうまくできなかったというのは、それはもうおっしゃるとおりかもしれませんし、そこをうまくやっていけば、もうちょっと皆さん方が参入しやすくなったのかなと今感じております。

○尾花主査 あとは、何か委託費は一般管理費何%入れていいとかいうもの……

○三浦労働保険徴収課長 それも予算の計上、契約するときについては、幾らというのはわからないので、大体10%とか15%は積んでいいというのは契約上のときの話であって、精算のときは、その内訳は全部出さされて、その金額の差額は全部国に返すと、そういうルールになっていますね。

○尾花主査 なるほど。

○三浦労働保険徴収課長 ですから、そこは微妙なところがあって、ただ、そこでもうけを出そうという人もたくさんいるんですね。ところが、なかなかそこではもうけというのは、実際は出てこないです、ほとんど。ですから、先ほど言ったように、成功報酬みたいな形でセットをしたんですね。

○尾花主査 なるほど。

○三浦労働保険徴収課長 まさに国のお金を使って、国のお金で利益を生むということは基本的にはだめよという世界です。

○尾花主査 後で事務局の方と聞いてみますが、他の事例で一般管理費を10とか15、計上することにより、利益を確保していただいて、市場に参加してくださる方が増えてい

る事業もあったかというふうな印象を受けておまして、もし今の利益が見込めないとい
うところがそういうことであれば、そこの部分の利益は確保して、ほかの事業者がもっと
いろいろ工夫していただくことにより、何か参入を見込める可能性というものもあるのかな
というのが、何件も我々は委託費の一般管理費確保で参入を確保できた事例を知っている
ので……

○三浦労働保険徴収課長 補助金とか助成金とか、そういう科目であれば、おっしゃると
おりだと思うんですね。ただ、今回、うちでやっているのは、委託費という形で、委託
業務になっていますので、そこはなかなか難しいのかなと思っております。

○尾花主査 ありましたよね。事務手続、委託費って。

○栗原参事官 ちょっと契約の方法を確認して。

○尾花主査 わかりました。

○宮口労働保険徴収課長補佐 ちょっと補足だけさせていただきます。この事業は前から
何年もやっておまして、もともと随契でやっている事業でございました。もちろん国の
予算で財務省に言って予算を確保していますので、管理費とか、10%積むと、予算額は
上がってくると。そうすると、予算額を従前どおり落とすとすると、成功報酬とか、いわ
ゆる実績の件数が減ってくるということになりますので、そういうことから、予算を膨ら
まさないということになると、あまり管理費を積むというのは難しいのかなと思っていま
す。

○尾花主査 わかりました。ほかございますか。たくさん工夫等、要件緩和等していただ
いているのは、重々理解したのですが、監理委員会からの出されている指針の市場の特殊
性についての分析というところについて、もう少々やっていただけて、その上でこの仕様
書も改善したけれども、やはり市場として無理なんですよというようなお話がきつとできれ
ば、この要件に当てはまるのではないかと感じております。

それでは、時間となりましたので、労働保険加入促進業務の事業の評価（案）等に関す
る審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にありません。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告す
ることといたします。本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —